

政令第 号

道路法等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令

内閣は、道路法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第六号）附則第一条の規定に基づき、この政令を制定する。

道路法等の一部を改正する法律の施行期日は、平成三十年九月三十日とする。

理由

道路法等の一部を改正する法律の施行期日を定める必要があるからである。